

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（関係府省庁等ヒアリング）  
議事要旨

1. 日 時 令和8年7月31日（金）15:00～15:40

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

小牧 兼太郎 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長

加藤 秀和 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室課長補佐

三木 裕太郎 デジタル庁社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム参事官補佐

(2) ワーキングチームメンバー

林 弘一郎 山口県総合企画部デジタル推進局長

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

藤田 恵二 福岡県水巻町企画課長

（代理 福岡県水巻町企画課情報政策係 遠坂係長）

名越 一郎 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

折田 裕幸 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官 併任 総務省行政管理局管理官

橘 清司 デジタル庁統括官付参事官

糸 将之 デジタル庁統括官付参事官

萩原 一博 デジタル庁統括官付参事官付企画官

小牧 兼太郎 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長

4. 議事概要

<事前に送付した質問事項について、総務省（加藤課長補佐）より説明（デジタル庁は質疑対応）。>

※「→」はワーキングチームメンバー発言

①コンビニ交付サービスの上記2つの方式について、それぞれの導入団体数と証明書発行枚数（直近の実績値）をご教示ください。

- ・ コンビニ交付サービスの概要であるが、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書などを、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等で取得できるサービスである。令和8年7月時点で1,384団体が既に導入しており、対象人口は約1億1,900万人。発行件数も年々増加しており、住民サービスとして定着している状況。
- ・ システム構成については、住民がコンビニエンスストアで証明書の申請を行い、当該申請はJ-LISの証明書交付センターで受け付けられ、住所地の自治体に申請情報が送信される。これを受けて、自治体の基幹業務システムから証明書作成に必要な情報が証明発行サーバに連携され、証明発行サーバが証明書データを作成し、コンビニ端末へ送信する仕組みとなっている。

- ・ 証明書を発行する方式としては、各自治体が証明発行サーバを構築する方式と、J-LIS が提供する自治体基盤クラウドシステム（BCL）上の証明発行機能を利用する方式がある。BCL 方式は、自治体が独自にサーバを構築する際の財政的負担や人的負担等を軽減するために整備された仕組みである。
  - ・ 導入団体数については、令和 8 年 7 月時点で、証明発行サーバを活用する方式は 1,111 団体、BCL を活用する方式は 273 団体。
  - ・ また、令和 6 年度の証明書発行実績については、証明発行サーバを活用する方式が約 3,093 万通、BCL を活用する方式が約 477 万通となっている。
- コンビニ交付サービス自体は以前から存在するが、マイナンバーカードの発行枚数が 1 億枚を超え、国民のほぼ全てに行き渡る水準にまで普及してきた中で、証明書の発行件数も大きく増加しており、国民の生活の基盤の一つになっていると考えている。一方で、証明書そのものを電子化し、社会全体で流通させるところまでにはまだ高いハードルがあり、様々な対応が必要となる。そのため、当面は住民票の写しや戸籍証明書などの紙の証明書が利用され続けると考えており、引き続き重要性の高いサービスであると認識している。

②証明発行サーバと標準準拠システム間のインターフェース連携に係る上記の課題は、前者の方式を採用する市区町村の全てにおいて該当するものでは必ずしもないのではないかと考えておりますが、上記課題が必ずしも該当しない団体について、その要因として考えられるものをご教示ください。

③証明発行サーバと標準準拠システム間のインターフェース連携に係る上記の課題について、ベンダの見解を把握されていればご教示ください。

- ・ コンビニ交付サービスを実施するためには、住民記録、税、戸籍等を管理する標準準拠システムから証明発行サーバへ、証明書作成に必要なデータを連携する必要がある。
- ・ 標準準拠システムと他システム間の連携等を定める「データ要件・連携要件標準仕様書（機能別連携仕様）」においては、標準準拠システムから証明発行サーバへの連携について、「証明発行サーバ等の外部インターフェースによること」と規定されている。
- ・ 一方、証明発行サーバ側のインターフェースについては、標準準拠システムから見ると外部システムに該当することもあり、現状では統一仕様が定められていない。
- ・ 特に、標準準拠システム側のベンダと証明発行サーバ側のベンダが異なる場合には、自治体においてインターフェース仕様の調整が発生することがあり、その対応に大きな労力を要する場合があると承知している。証明発行サーバと標準準拠システムのデータレイアウトの違いによりベンダ間での調整が必要となったものの、その調整が難航し、結果として変換ツールを追加導入して対応した事例もあると承知している。
- ・ 標準化の取組を進める中で、外部システムとの連携において、こうした個別対応が残り続けることは自治体にとって負担になると考えており、課題として認識している。
- ・ データ要件・連携要件標準仕様書は、標準準拠システムから出力するデータレイアウト並びに標準準拠システムから他の標準準拠システム及び外部システムを含む標準準拠システム以外のシステムに対してデータ連携を行うための要件及び機能を規定したもの。外部システム側に統一的なインターフェース仕様が存在する場合には、その接続仕様に従うこととさ

れている。証明発行サーバとの連携インターフェースについては、「証明発行サーバとの外部インターフェースによること」と規定されている。共通仕様が定められている場合には、その仕様を参照することで標準準拠システムとの連携方法を定めることができる。今回のポイントは、証明発行サーバについて、そのような統一的なインターフェース仕様が現状存在していない点である。その結果として、個別ベンダ仕様への対応が必要となっており、これが今回の課題の根本的なポイントと考えている。

- ・ 事務局から指摘があったとおり、この課題が全ての団体で発生しているわけではないと考えている。例えば、標準準拠システムと証明発行サーバが同一ベンダにより構築されている場合には、仕様調整が比較的容易であるため、問題が顕在化しないケースもあると考えられる。一方で、標準準拠システムと証明発行サーバが異なるベンダにより構築される場合には、調整コストが高くなり、今回のような課題が発生する可能性があると考えている。今後については、こうした点を調査により実態把握した上で、必要に応じてベンダの見解も確認することを検討している。
- 他の案件では、共通 SaaS の整備が論点となることが多いが、本件は共通 SaaS を整備するというより、インターフェースの仕様をどのように整理するかが中心的な論点になると考えている。その意味で、他の案件と比較すると独自の面を持つ案件である。
- 総務省からも説明のあったとおり、同一ベンダ間であれば比較的調整が容易であり、現時点で問題なく運用できているケースもある。その一方で、ベンダの撤退や標準準拠システムの更改などが生じた場合には問題となったり、ロックインの温床となるリスクもあると考えている。
- 仕様変更による既存サービスへの影響や、特にコスト面への影響についても十分な検討が必要である。加えて、本当に調整負担の軽減につながるのかという点も含め、多面的な検討・分析が求められる。総務省から説明のあったとおり、実態を踏まえて検討を進めるためには相当な労力が必要になると思われる。本件は、直接的に標準化法の問題に該当するかどうかは議論あるものの、標準化と非常に深く関連するものである。また、現在課題となっている基幹 20 業務のランニングコストの問題に対しても解決策の内容によっては影響を及ぼし得る。そのため、こうした点も含めて複合的に検討していく必要があると考えている。
- 当市においては、現在、コンビニ交付サービスにおいて、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍関係証明書に加え、税証明書も発行している。証明書発行サーバは A 社であり、住民基本台帳、印鑑登録及び戸籍のシステムも同じく A 社であったため、これらとのデータ連携は問題なく実施できた。一方で、税関係のシステムは B 社であり、こちらについてはデータ連携が円滑に行えなかった。両システム間の調整がうまく進まず、標準化対応の時期とも重なっていたことから、B 社も多忙な状況であった。そのため、別の事業者を探して変換ツールを構築してもらい、テストを実施しながら対応することとなった。しかし、その過程で税証明書のコンビニ交付サービスについては約 1 か月半停止せざるを得ない状況となった。このことから、大きな課題意識を持ち、本件を分権提案させていただいたところである。
- 当市の場合は、システム標準化に伴うベンダのリソース不足が一因であったが、仮に税システムのベンダが対応可能であったとしても、変換ツールの構築費の負担は避けられなかったと考えている。他の自治体では、自ら変換ツールを作成して対応した事例もあると聞いて

いる。しかし、その場合であっても、今後の法改正への対応やシステム更新の際には都度改修が必要となる状況が残る。そのため、複数ベンダによるシステム構成を採用している自治体においては、今後も同様の問題が発生する可能性があると考えている。対応方策については様々な選択肢があると思われる。今後、関係者への丁寧な聞き取りや意見交換を行いながら、総合的に検討を進めていただきたい。

- ・ ご指摘のとおり、変換ツールでの対応は、今後の制度改正等を見据えれば課題があり、根本的な解決策を検討していく必要があると改めて認識している。また、実態を踏まえた検討が重要であるとのこと指摘についても、そのとおりであると考えている。分権提案をいただいたことを契機として、市の担当者に連絡を取り、課題の所在などについて事務的にヒアリングを開始しているところである。他の自治体も含めた担当者が持つ問題意識を重視しながら、引き続き検討を進めていきたい。

**④証明発行サーバと標準準拠システム間のインターフェース連携に係る上記の課題の解消に向けて、どのような方策が考えられますか。**

- ・ まず大前提として、課題解消に向けた具体的な方策については、今後様々な観点から総合的に検討する必要があると考えている。その上で、現時点で考えられる対応策の一つとして、証明発行サーバの統一的なインターフェース仕様を策定し、インターフェースの統一を図ることが考えられる。また、データ要件・連携要件（機能別連携仕様）において、当該インターフェース仕様を証明発行サーバへデータ連携する際のインターフェースとして明記することで、制度的に担保することも考えられる。
- ・ 標準準拠システムでも、システム間の情報連携について、標準仕様書の版数の違いに対応するための民間サービスが存在すると承知している。制度的に担保するほか、費用面を踏まえながらこれらを活用するなどの対応策も考えられるのではないかと。（デジタル庁）

→ 具体的にどのような民間サービスがあるのか。

- ・ ある市で利用されているシステムと聞いているが、標準準拠システム間のデータ連携について、例えば、住民記録システムと他のシステムで版数の調整が必要な場合に、データ連携を行う際の版数調整を行うものがあると承知している。（デジタル庁）
- ・ 制度的な対応によって課題の解決が図られることは望ましいが、仮に実現が難しい場合であっても、民間サービスの活用という選択肢も考えられるのではないかと。もちろん、費用負担が発生することにはなるが、安価にできるのであれば採用することもありうるのではないかと。（デジタル庁）

**⑤上記④の考えられる方策について、どのような課題が考えられますか。**

- ・ 仮に先ほど述べた④の方策が実現した場合には、自治体ごとの個別調整やベンダ間調整が減少し、標準化の効果をより高めることが期待される。一方で、コンビニ交付サービスは既に広く実施されている取組であるため、インターフェースの統一に伴い、証明発行サーバ側、あるいは場合によっては標準準拠システム側にもシステム改修等が発生することが想定される。そのため、インターフェースの統一に当たっては、コンビニ交付サービスの提供に与える影響を踏まえながら、慎重に検討する必要があると考えている。こうした観点を踏まえ、

今後の検討に当たっては、BCL 利用の場合を含めた証明発行サーバの構築ベンダごとのインターフェースの相違点、証明発行サーバと標準準拠システムが異なるベンダ等により構築される場合のインターフェース調整方法、標準準拠システムが出力するデータレイアウト等、全体像を十分に把握する必要がある。その上で、実行可能性にも留意しながら、総合的に検討していく必要があると現時点では考えている。

- 総務省から説明があったとおり、インターフェースを統一化することによって、既存システムへの影響、すなわち改修が発生する可能性があるため、慎重に検討を進める必要がある。結果としてシステム改修が必要となる場合には、その費用が地方にとって新たな課題とならないよう、国による支援をお願いしたい。さらに、市町のシステムであることから、今後、データ要件・連携要件の見直しが必要となるのかは分からないが、仮にそうした見直しが生じる場合には、人的負担や財政的負担が新たに発生する可能性がある。負担の実態を踏まえつつ、地方公共団体の負担が最小限となるよう配慮いただきたい。
- ・ いずれもご指摘のとおり。今後の検討に当たっては、今指摘いただいた観点を重視しつつ、インターフェースを統一した場合にどのような影響が生じるのかを十分に見極めながら、検討を進めていく必要があると考えている。
- ・ 総務省と連携しながら対応しており、認識している課題や問題意識についても総務省と同様であり、一緒に取り組んでいきたいと考えている。(デジタル庁)
- 当町においてもコンビニ交付サービスを実施しているが、今回、基幹系業務システムの標準化を行った際に、標準準拠システムのベンダと証明発行サーバのベンダが異なっていたことから、その調整に住民課の職員が大変苦勞した。また、ベンダからも連携部分の対応に時間を要するとの説明があり、結果として約 2 週間にわたりコンビニ交付サービスを停止することとなった。今回の共通化の取組により、そのような課題が解消されることを期待している。また、仮にサーバが共通化された場合、住民がコンビニ交付サービスを利用する際に証明書が発行できないなどのシステムトラブルが発生した場合、問い合わせは自治体に寄せられることになる。そのため、自治体側でも原因調査を行いやすい仕組みとしていただけるとありがたい。さらに、システム改修等が発生する場合の費用負担については、補助金等による配慮をいただけると大変ありがたい。
- ・ トラブル発生時における自治体側での原因調査のしやすさや、費用負担についても十分に配慮しながら、今後の検討を進めていく。

以上